

## 「海区漁場計画（素案）」に対する パブリックコメントの募集結果について

「海区漁場計画（素案）」にかかるパブリックコメントの実施につきましては、ご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。  
募集結果につきましては、次のとおりです。

### 1. 募集期間

令和4年10月20日から令和4年11月21日まで

### 2. 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

### 3. 閲覧方法

県ホームページに掲載

漁業振興課、県民センター

各振興局行政資料コーナー、水産課

水産業普及指導センター（県央、県南、上五島）

### 4. 意見件数

長崎県南部海区漁場計画素案に対する意見 7件

### 5. 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	案に修正を加え反映させたもの	
B	・案にすでに盛り込まれているもの ・案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を遂行する中で反映していくもの	4
C	今後検討していくもの	
D	反映が困難なもの	3
E	その他	
合計		7

## 6. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

番号	該当項目	意見内容	対応区分	回答
1	南区計第 800-802号 2500-2502号 2900-2902号	<p>有明漁協としては今回の漁業権切替えにおいて、従来の形である漁協の管理漁業権へと戻してほしいと考えており、また従来の藻類養殖に加え海面の総合的な利用を推進すべく新たにカキ養殖やアサリ養殖を複合的に展開したいと考えており、より多くの組合員が養殖に取り組めるよう考えているところです。特にカキ養殖については令和3年に現在の南区第510号の区域内で試験養殖に取り組もうと検討していたところ権利者の1名が強硬に反発したためやむなく南区第509号の区域で試験養殖を行った経緯がある。</p> <p>仮に個別漁業権のまま漁業権切替を行うとこのような新たな取組について権利者の合意がなければ取り組むことができず、漁業生産力増大の芽を摘まれることになり地域の水産業の発展は望めないと考えている。</p> <p>個別漁業権のままであれば現在の藻類区画漁業権の権利者5名の権利固定化と権利者の高齢化に伴う生産量の減少を招くことになり、漁場の有効活用が阻害される事態を招くと考えられる。</p>	B	貴重なご意見ありがとうございます。

2	南区計第 800-802号 2500-2502号 2900-2902号	<p>現在の南区第 510 号の権利者による漁場利用は当事者間で定めた協定書により共有者の合意のもと、公平に行われるべきであるが、権利者の組合員である〇〇氏 1 名が他の権利者の合意なく一部の漁場を使用しており、漁場紛争が起きている事実を漁協として把握している。このようなことは共有免許としてあるべき姿ではない実態からも、有明漁協の団体漁業権へ戻してほしいと考えており、今回県が作成した漁場計画の素案については賛成である。</p> <p>なお、このパブリックコメントの意見にあたっては令和 4 年度の有明漁協の通常総会において特別決議をおこなっており、漁協としての総意であることを申し添えます。</p>	B	貴重なご意見ありがとうございます。
3	南区計第 802号 2502号 2902号	<p>前回の漁業権切替時である令和元年においては、有明漁協の内部紛争により総会が流会となり、漁協として免許申請ができなかったことから、行使者へ直接免許をしてもらったものである。</p> <p>当時の関係者においては、有明漁協が正常化した折は、漁協の管理漁業権へと戻すことを約束してから免許申請しており、複数の人物からも事実確認をしている。</p>	B	貴重なご意見ありがとうございます。
4	南区計第 802号 2502号 2902号	<p>今回のパブリックコメントに掲示されている内容は我々青壮年部の活動をご理解の上今後の区画漁業権について検討していただいた内</p>	B	貴重なご意見ありがとうございます。

		<p>容と思います。</p> <p>今後の高齢化が進展する中、我々が漁業組合を担わなければならないと痛感している。</p> <p>我々が課題としているのは漁業者の安定収入が一番の問題であり、それを解決する策として藻類や貝類の養殖を考えている。そのためにも区画漁業権を元に戻して、組合の指導の下誰でも参入できる仕組みにすべきと考える。</p>		
5	南区計第802号	<p>現在、個人保有（共有）の南区第510号第一種藻類養殖業の免許に基づきノリ養殖を行っている者である。</p> <p>個別漁業権を団体漁業権に変更することが問題である。</p> <p>計画素案によれば、新規として団体漁業権を予定し、その理由として、多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすことが挙げられている。</p> <p>海面利用制度等に関するガイドラインの4頁では、そのような場合が漁業生産力の発展に最も資する例の1つとして挙げられている。しかし、同ガイドラインでは、個別漁業権の取得を希望する者を妨害する目的で申請を行う場合が、団体漁業権の設定は認められない場合の例として挙げられている。</p> <p>計画素案では、条件として、組合員行使権の資格を有する者による行</p>	D	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見に対し回答させていただきます。</p> <p>南区第510号第1種藻類養殖業につきましては、漁場の活用の現況を調査し、また関係者による協議を行ってきたところ、漁業法第63条第二項に定める“適切かつ有効”に活用されていないと判断しました。そのため同条同項を満たさず、南区第510号の類似漁業権を設定することはできません。よって、県では当該漁場における漁業生産力の発展に最も資するよう、南区計第802号を新たな団体漁業権として設定しようとするものです。</p>

	<p>使を不当に拒んではならない、という内容が記載されている。この記載からは、計画素案の作成者も、団体漁業権を設定した場合には、漁場の行使について、紛争が生じるおそれがあることを、認識していると考えられる。紛争が生じるおそれを認識しながら、団体漁業権を設定しようとすることは、個別漁業権を希望する者に対する妨害と考えられる。</p> <p>よって、当該区域において既に漁業を営む者の操業に支障を及ぼすおそれがあることから、漁業調整に支障がある場合であり、新規の団体漁業権の設定は適当でない。</p> <p>個別漁業権（共有）でこの5年間問題は生じなかったことから、個別漁業権として設定すべきである。少なくとも、県内にも漁協が個別漁業権として養殖業を行っている例があるように、団体と個人の共有できる個別漁業権として設定すべきである。</p> <p>計画素案では、さらに、団体漁業権とする理由として、南区計第2502号、2902号と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があることが挙げられている。</p> <p>しかし、別途、南区計第2502号、2902号の箇所述べるが、区画漁業権が重複して設定することによって、貝類及び介類の養殖とノリ養殖との間に大きな摩擦が生じるおそれがあることから、漁場を重複した区画漁業の設定は適当でない。</p>	<p>なお、ご意見のありました「県内にも漁協が個別漁業権として養殖を行っている例があるように、団体と個人の共有できる個別漁業権として設定すべきである」について回答します。</p> <p>漁協が個別漁業権として養殖業を行っているのは、漁協の事業として自ら養殖を営んでいるものです。また、団体漁業権とは、その内容たる漁業を自ら営まない漁協が免許を受け、漁業権行使規則に基づいて組合員に行使させるものでありますので、申し添えます。</p>
--	--	--

		よって、この点からも、新規の団体漁業権の設定は適当でない。		
6	南区計第2902号	<p>現在、個人保有（共有）の南区第510号第一種藻類養殖業の免許に基づきノリ養殖を行っている者である。</p> <p>計画素案では、南区計第802号と重複して、第3種貝類養殖業区画が設定されることになっているが、そのことが問題である。</p> <p>そもそも、ノリ養殖業者の数は不漁のため減少傾向にあり、ノリ養殖が可能な一定の場所でのみ養殖を行っているところ、区画が重複されることによって、ノリ養殖が可能な場所について、ノリ養殖業者が人数的には少数であることから、貝類の養殖場所との関係で、調整が困難になるおそれがある。</p> <p>また、現在は、ノリ養殖の支柱漁場では、支柱を干潟に9月頃より立て、免許期間内の翌年5月上旬に撤去する。ノリの生産時期は、ノリの種付けが遅くなったことから、生産開始は12月中旬ころから、生産終了は翌年4月中旬頃までである。一方、現在の共同漁業権に基づく貝類（アサリ）については、3月頃から5月の連休まで、ノリ生産に支障がないように行われていた。</p> <p>しかし、区画漁業権（第3種貝類養殖業）が重複して設定されると、近隣に見られる畜養的な養殖が行われることが考えられる。そのため、ノリ養殖の準備には、重機などを利</p>	D	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見に対し回答させていただきます。</p> <p>新規の第1種藻類養殖業と第3種貝類養殖業の漁場区域が一部重複する漁場計画素案を作成しておりますが、その利用者間を調整し水面の総合利用を図るために、県としては当該漁場計画を団体漁業権として設定しているものです。</p>

		<p>用することから、重機の利用にも制限がかかるおそれがある。さらに、ノリ養殖業と貝類の養殖業の利用する期間が重複することによって、ノリ養殖の生産期間とアサリ養殖の最盛期とが重複することから、ノリ生産の終了を早めなければならなくなるおそれがある。実際、そのような事態が他の地区に生じたと聞いている。このように、アサリ養殖とノリ養殖との間に大きな摩擦が生じるおそれがあることから、漁場を重複した区画漁業の設定は適当でない。</p>		
7	南区計第2502号	<p>現在、個人保有（共有）の南区第510号第一種藻類養殖業の免許に基づきノリ養殖を行っている者である。</p> <p>計画素案では、南区計第802号と重複して、第1種介類垂下式養殖業（あこや貝を除く）が設定されることになっているが、この重複設定が問題である。</p> <p>計画素案からは明らかではないが、垂下式の牡蠣養殖を行うことが想定されていると思われる。</p> <p>そもそも、ノリ養殖業者の数は不漁のため減少傾向にあり、ノリ養殖が可能な一定の場所でのみ養殖を行っている。潮の流れなどがノリ養殖に適した漁場は、垂下式の介類の養殖にも適している場所となる可能性が高い。そうすると、区画漁業権の範囲が重複されることによって、ノリ養殖が可能な場所について、ノ</p>	D	<p>貴重なご意見ありがとうございます。ご意見に対し回答させていただきます。</p> <p>新規の第1種藻類養殖業と第1種介類垂下式養殖業の漁場区域が一部重複する漁場計画素案を作成しておりますが、その利用者間を調整し水面の総合利用を図るために、県としては当該漁場計画を団体漁業権として設定しているものです。</p>

		<p>り養殖業者が人数的には少数であることから、介類の垂下式の養殖場所との関係で、調整が困難になるおそれがある。</p> <p>このように、介類の養殖とノリ養殖との間に大きな摩擦が生じるおそれがあることから、漁場を重複した区画漁業の設定は適当でない。</p>		
--	--	---	--	--